

新型コロナウイルス感染症に関する欠席届

令和 年 月 日

大阪偕星学園高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

印

該当するものに□をしてください

- 有症状
- 無症状

有症状（発症日） 無症状（検体採取日）	令和 年 月 日（　）
有症状（症状軽快日） 無症状（5日を経過した日）	令和 年 月 日（　）
医療機関名	

*出席停止解除の基準

- ・ 有症状 発症日（症状が出た日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過している。（呼吸器症状が改善傾向）
- ・ 無症状 検体採取日を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。

令和 年 月 日（　）～令和 年 月 日（　）まで
欠席させましたが、感染の予防上支障がないと判断し、本日より登校させます
のでご連絡します。



大阪府



令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の外来受診・療養の流れ

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。発熱などの症状がある場合、以下の情報を参考にしてください。

発熱などの症状がある場合

自己検査を希望する方

感染拡大時には、外来のひつ迫回避のため、重症化リスクの低い方(※)は自己検査を推奨

検査キットは自己にて購入

「体外診断用医療薬品」または「第一類医療薬品」と表示のあるもの

(※)重症化リスクのある方:65歳以上の方、妊婦、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者等

自宅療養 (自主的な)



(QRコード)

入院 (医師の判断による)



原則、医療機関間による調整

終了

・自宅療養者への健康観察・パルスオキシメーターの貸与
・配食サービス・隔離のための宿泊療養施設

医療機関受診を希望する方

かかりつけ医等の医療機関を受診

または、

対応可能な 外来対応医療機関 を府ホームページで公表

医療機関をお探しの方は ➡ 大阪府 外来対応医療機関



相談窓口

新設

●大阪府コロナ府民相談センター

・発熱時の受診相談、体調急変時の相談など(看護師配置あり)

全日 24時間受付 (令和5年5月8日(月)午前9時から運用開始)

電話 06-7178-4567

FAX 06-6944-7579



©2014 大阪府もずやん

●#7119(救急安心センターおおさか)
すぐ受診すべきか、救急車を呼ぶべきか迷ったとき

●#8000(小児救急電話相談)
夜間の子どもの急病時、病院に行った方がいいか判断に迷ったとき

●保健所 お住まいを管轄する保健所へ

外来

他の疾患同様、医療費は基本的に自己負担が発生します

入院

- ・医療費:保険診療(自己負担あり)
- ・検査費用:保険診療(自己負担あり)
- ・解熱剤、咳止め薬など:保険診療(自己負担あり)
- ・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬:自己負担なし(令和5年9月末までの予定)

- ・医療費:保険診療(自己負担あり)
- ・検査費用:保険診療(自己負担あり)
- ・解熱剤、咳止め薬など:保険診療(自己負担あり)
- ・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬:自己負担なし(令和5年9月末までの予定)
- ・高額療養費の自己負担限度額から、2万円を減額(2万円未満の場合はその額)(令和5年9月末までの予定)

令和5年5月7日までに陽性判明

発行が可能な方

・発生届出対象者 ※My HER-SYSの利用は令和5年9月末まで可

令和5年5月8日以降に陽性判明

発行は行いません



●外出を控えることが推奨される期間は

- ・発症日を0日目(無症状は検体採取を0日目)として5日間かつ、5日目に症状が続いている場合は、症状軽快後24時間が経過するまで
- ・10日間経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、周りの方へうつさないよう配慮をしましょう

例)	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発症日		有症状	有症状	軽快		症状軽快後 24時間経過					
有症状患者		外出を控える推奨期間									
			10日目までは感染対策(不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える)								
発症日		有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快			
		外出を控える推奨期間									
			10日目までは感染対策(不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える)								

感染症法に基づいた外出自粛や就業制限は求められません

濃厚接触者の特定及び行動制限がなくなります

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてからも、感染拡大を防ぐため、引き続き、基本的な感染対策を心がけましょう。
・手洗い、手指消毒 ・咳エチケット ・こまめな換気 ・「3密」の回避(密集、密接、密閉) ・マスクの着用(※)

※マスクの着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いる事がないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。